

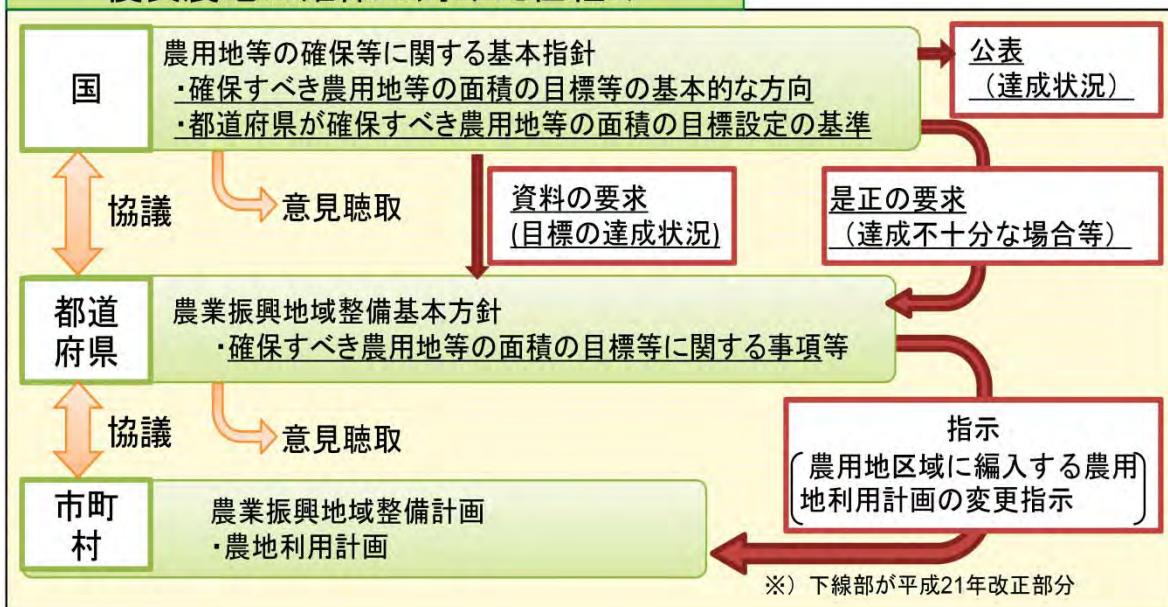
農用地区域内農地の総量確保の仕組み

- 農林水産大臣は、農用地等の確保について国の基本的な考え方が都道府県の定める農業振興地域整備基本方針、市町村が定める農業振興地域整備計画に反映されるよう「農用地等の確保等に関する基本指針」を策定。
- 平成22年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画を踏まえ、同年6月に公表した基本指針においては、平成32年の農用地区域内の農地（耕地）面積の目標を415万haと設定。

農用地等の確保等に関する基本指針の概要

- 農用地区域内の農地の確保に関する基本的な方向
 - ・ 平成32年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積については、現状（平成21年407万ha）よりも8万ha増の415万haを目標として設定
 - ・ 農用地への積極的な農地の編入や除外の抑制等の取組
 - ・ 耕作放棄地の発生抑制・再生に努め、農地の保全・有効利用を促進
- 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準
- 農業振興地域の指定基準 等

優良農地の確保に向けた仕組み



農用地区域内農地面積の目標について

- これまでのすう勢を踏まえ、農用地区域への編入促進や除外の抑制等の効果及び戸別所得補償制度の導入を始めとする各種施策による耕作放棄地の発生抑制・再生の効果を織り込んで、農用地区域内の農地面積の目標を設定

平成21年現在の農用地区域内の農地面積 407万ha



すう勢	平成32年までの農地の増減	施策効果	平成32年までの農地の増減
農用地区域からの農地の除外	△12万ha	農用地区域への編入・除外抑制等	+11万ha
耕作放棄地の発生	△16万ha	耕作放棄地の発生抑制	+15万ha
		荒廃した耕作放棄地の再生	+10万ha



これまでのすう勢が今後も継続した場合の平成32年時点の農用地区域内の農地面積 379万ha (すう勢)



平成32年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標 415万ha

農地転用等に係る事務・権限等の政府の検討予定

○「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)(抄)

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し

(3)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)

(i)農地転用に係る事務・権限等については、以下の方向で検討等を行う。

- ・ 農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(参考) 農地法(昭27法229)

附則(平成21年6月24日法律第57号)(抄)

(検討)

第19条

4 政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。